

令和4年度 男女の賃金の差異の公表

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	61.6%
うち正規雇用労働者	66.9%
うち非正規雇用労働者	58.0%

■対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

■賃金：基本給、諸手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職金を除く。

正規雇用労働者：正規雇用職員、再任用フルタイム職員を含む。

非正規雇用労働者：再任用短時間、パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員は除く。

■差異についての補足説明

<正規雇用労働者/非正規雇用労働者>

相対的に給与水準が高い医師が含まれており、また男性医師が多いため、格差が生じていると考えられる。

医師を除いて集計を行った場合は以下の通り。

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	92.3%
うち正規雇用労働者	83.2%
うち非正規雇用労働者	86.4%